

南部町公開型・統合型GIS整備導入業務  
公募型プロポーザル方式企画提案審査基準

## 1. 選定方法

- 1) 審査にあたっては、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより審査する。
- 2) 別表「審査項目及び審査基準」に基づいて評価し、評価点数から各審査員の参加事業者の順位を決定する。
- 3) その順位を順位点数（逆順位点とし、配点は参加事業者数とする）とし、各審査員の順位点数の合計が一番多い事業者を優先交渉権者として選定する。
- 4) 順位点数が同点の場合は、見積額（システム導入構築費とシステム利用料及び保守費（60ヶ月分）の合計額）が安価な事業者を選定する。また、見積額も同額の場合には、審査委員の評価点数の合計点数が多い事業者を選定する。
- 5) 本プロポーザルに参加事業者が1者の場合においても、プロポーザルを実施するものとし、審査員の評価点数の合計が350点以上を選定の条件として、その事業者を選定する。
- 6) 見積額が見積上限額を超えている場合は失格とする。

## 2. 説明方法

- 1) プrezentationの順番は参加申込書受付順とする。
- 2) 1事業者あたりのプレゼンテーションの時間は50分以内、質疑応答の時間として10分間の合計60分以内とする。(準備・片付けの時間は含まない)
- 3) プrezentationの出席者は、最大で8名までとする。
- 4) 説明は提出した企画提案書をもとに行うこと。別途資料配布は一切認めない。
- 5) デモンストレーションはプレゼンテーションに含めて行うこと。
- 6) プロジェクター、HDMIケーブル、スクリーン及びLGWANへ接続できるパソコン2台は当町で準備する。それ以外の機器であるパソコン等は持参すること。
- 7) 事前のLGWAN接続パソコンの通信テストを実施したい場合、プレゼンテーション事前確認日に実施することができる。参加資格結果通知兼プレゼンテーション実施通知を受領後に担当部署へ申し出ること。

別表「審査項目及び審査基準」

審査項目		審査基準	配点
1. 企業実績	1-1. 業務実績	・他自治体において豊富な導入実績があり、本業務を円滑に進めるための実績、ノウハウを十分に有しているか。	5
	1-2. 本業務への取組方針	・業務目的、内容等をよく理解しており、提案内容が明確にされているか。 ・無理なく適切なスケジュールとなっているか。	5
2. 実施体制	2-1. 業務の実施方針・実施体制	・事業の性質、事業内容を十分に理解して、基本方針を明確にしているか。 ・業務体制について適切な技術者が配置されているか。	5
	2-2. 業務工程表	・工程及び工程内容が事業内容を理解したうえで適切に設定されているか。	5
3. データ整備	3. データ整備	・公開型 GIS、統合型 GIS に搭載するデータの作成方法・更新方法などが提示されているか。	10
4. システム概要	4-1. 公開型 GIS の特徴	・公開型 GIS の特徴は、住民サービスの向上に対し、適しているか。 ・システムの汎用性、拡張性はどうか。 ・パソコンに不慣れな者でも、操作しやすく、わかりやすい画面構成・画面遷移になっているか。	15
	4-2. 統合型 GIS の特徴	・統合型 GIS の特徴は、職員の業務効率化及び住民サービス提供の迅速化に対し、適しているか。 ・システムの汎用性、拡張性はどうか。 ・パソコンに不慣れな者でも、操作しやすく、わかりやすい画面構成・画面遷移になっているか。 ・空き家情報管理機能 ・道路台帳管理機能 ・下水道台帳管理機能	15
	4-3. 機能要件	・システム基本要件に示す各機能要件を有しているか、下記「採点基準 A」により評価	5
	4-4. データ連携	・統合型 GIS と公開型 GIS のデータ連携が明確に記載されているか。	5
5. セキュリティ対策	5-1. セキュリティ対策	・本業務に関わる人員のセキュリティ確保に係る方針、情報管理の方針が提示されているか。 ・障害発生時の対応が適切に示されているか。	5
6. 運用保守	6. 運用保守・業務支援体制	・本業務で構築するシステム及び整備したデータの保管等に関する運用保守の内容に妥当性があるか。 ・保守体制は迅速な対応が期待できるか。	5

		・本業務を円滑に進めるため、操作環境の整備や支援は十分か。	
7. 見積書	7-1. 提案価格 (システム導入構築費)	・次の計算式により算出した採点基準割合を下記「採点基準B」により評価 提案最安価格事業者：満点 その他：採点基準割合(%) = ((対象提案価格 - 最低提案価格) / 最低提案価格) × 100	10
	7-2. 提案価格 (システム利用料及び保守費)	・次の計算式により算出した採点基準割合を下記「採点基準B」により評価 提案最安価格事業者：満点 その他：採点基準割合(%) = ((対象提案価格 - 最低提案価格) / 最低提案価格) × 100	10
合 計			100

#### 採点基準A（機能要件）

区分	評点
採点基準割合 △の数が無し	5
採点基準割合 △の数が1箇所～10箇所	4
採点基準割合 △の数が11箇所～20箇所	3
採点基準割合 △の数が21箇所～30箇所	2
採点基準割合 △の数が31個以上	1

#### 採点基準B（見積価格）

区分	評点
採点基準割合 10%以下	9
採点基準割合 11%～20%	8
採点基準割合 21%～30%	7
採点基準割合 31%～40%	6
採点基準割合 41%～50%	5
採点基準割合 51%～60%	4
採点基準割合 61%～70%	3
採点基準割合 71%～80%	2
採点基準割合 81%以上	1